## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣旨は末尾添附の弁護人三輪秀文の差し出した控訴趣意書記載のとおりである。

三輪弁護人の控訴趣意第一点について。

しかし原判示の事実はこれを肯認するに足り事実誤認の疑のないことは前段叙説したとおりであり原審の法令の適用もまた相当であつて擬律錯誤の違法もない。論旨は被告人の所為に対しては公職選挙法第二百三十七〈要旨第二〉条第一項が適用要をする資〈/要旨第二〉格のない者が投票をした場合に対する処罰規定であるが同条第二項の罪は本項の罪に対する特別規定と解すべきものであつて同じく非選挙人所であるが投票をした場合でも許偽の方法によって選挙人名簿に登録された者が投票をした場合には第二項の罪が成立するのであり結局第一項の罪が成立するのは許偽の方法によって投票した場合には第二項の罪が成立するのであり結局第一項の罪が成立するのは許偽の方法によってとを知りながら投票をした場合などに成立するに資金とし、自己に選挙権のないことを知りながら投票をした場合などに成立するに過ぎないものと解するのが正当である。

それゆえ論旨は採用することができない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中村光三 判事 河本文夫 判事 鈴木重光)